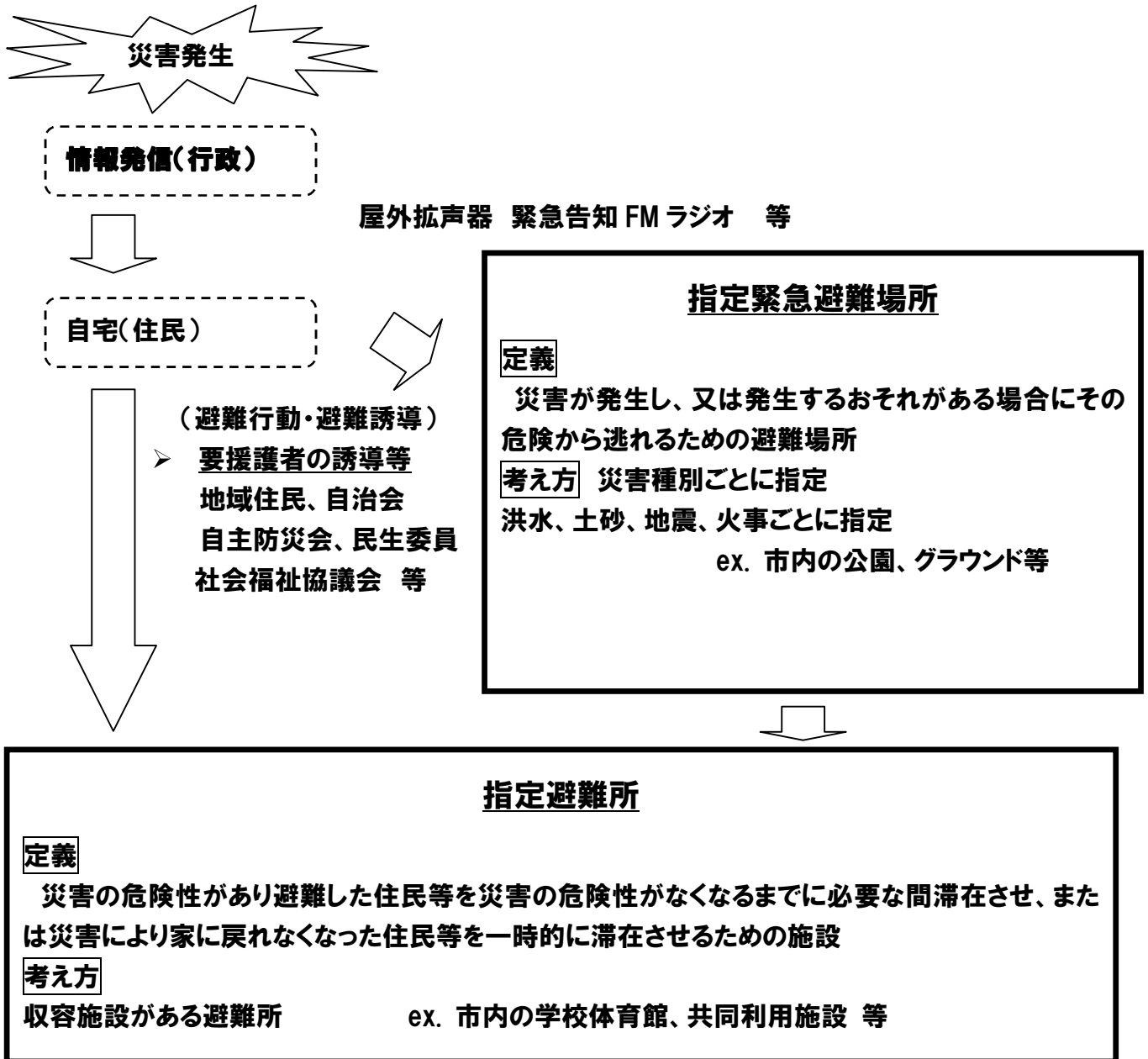


伊丹市避難所運営マニュアルは、市内で大規模な災害が発生し、避難所を開設しなければならない時に、伊丹市と避難住民が協力して円滑な避難所の運営を行うための手引書として活用することを目的としています。3つの基本方針に基づき、避難所開設・運営・撤収の流れをまとめています。

災害発生から避難所の開設にいたるまでの流れ



※開設について

避難所の開設は、災害の規模、状況等により施設などの被災程度は異なることから、避難施設や周辺の被害状況等の安全性に留意し、開設の可否を判断したうえで使用します。

◎避難所運営の基本方針

○避難者同士がお互いの協働の精神に基づき、助け合い、自主的な避難所運営をめざす

大規模な災害時には、行政による公的支援が行き届くまでに時間を要し、また行政の対応には限界があるため、住民一人一人の「自助」と地域の「共助」による取組が不可欠です。避難所は、原則的に市職員等、施設管理者等、避難者の三者が協力して開設・運営を行います。大規模な災害時には、避難者同士がお互いの協働の精神に基づき、助け合い、自主的な避難所運営をめざします。避難者同士が力を合わせ、自分たちで運営していく場所として取り組みます。

○要援護者に優しく、男女共同参画の視点に配慮した避難所づくり

避難者が互いに配慮し合い、関連死や病気の悪化を予防するよう努めます。また、要配慮者の視点を共有し、避難所内のレイアウトやトイレの使用等を考え、避難所運営を行います。避難所運営委員会に女性も参加するなど、男女共同参画の視点に配慮した避難所運営を行います。

○行政の役割

市の災害対策本部は、避難所と連携し、食料・物資などの供給計画を立て、その供給を行います。また、物資だけではなく、保健師等を派遣するなどの支援も行います。避難所では、実際に避難している被災者のほか、自宅に住めてもライフラインの途絶などの理由で日常生活ができない在宅避難者や、屋外で避難生活を送っている避難者に対しても食料・物資の供給などの支援を行います。

避難所運営マニュアルは避難所を開設・運営するときにどの時点で・何をするのか、何をどのようにするのかを示しています。

◎避難所開設から撤収までの流れ

30分
初動期

避難

2時間
初動期

避難所開設準備・開設【市職員等・施設管理者】

準備のための開錠 レイアウトづくり
受入準備（施設の安全確認・資機材物資確認・ライフラインの確認）
避難者への開設・受付開始

24時間
初動期

避難所運営【避難所運営委員会・市職員等】

避難所運営委員会の設置 避難所の状況報告 在宅避難者への対応
会議の開催 物資の調達・受入 要援護者への対応

72時間
初動期から
展開期へ

避難所の安定化【避難所運営委員会・市職員等】

ルールの確立 居場所づくり 生活支援 プライバシー確保対策
常用医薬品の確保 管理（衛生・食事・健康）の徹底
相談体制の確立 こころのケア 福祉避難所の開設（P44）

3週間
安定期から
撤収期へ

避難所統廃合【市職員等・避難所運営委員会】

避難所閉鎖に向けた調整【市職員等・避難所運営委員会】

避難所閉鎖

◆避難所開設から撤収までの動き◆

避難所を開設運営していく時、必要となるのは避難者と伊丹市相互の協力です。ここでは、避難者の方にごう動いてもらいたいとともに、伊丹市がどのような支援をしていくのかを記載しています。

初動期での避難所運営

重要 施設内の安全確認

市職員等、施設管理者等は施設内の安全とライフラインの確認をします。

避難所施設の解錠、避難スペースの指定

市職員等、施設管理者等は安全が確認できたら解錠し、避難・立入禁止スペース^{*}等を指定します。^{*}立入禁止スペース…保健室、管理スペースとしての校長室・職員室・化学薬品がある特別教室等

外部への連絡手段確保、本部へ連絡

市職員等は、施設管理者等と協力して連絡手段を確保し、災害対策本部に対し避難所の状況を報告します。

避難者の受け入れ

市職員等は、受付で避難者カード(世帯・個人)を配布後、地区単位を設定し、避難者を受け入れます。

名簿登録、避難者の取りまとめ

市職員等は、避難者に避難者カード(世帯・個人)の記入を促し、避難者の集計を行います。

食料等の管理、配給

市職員等は、食料、水の状態を管理し、避難者に配給を行います。また、必要に応じ、災害対策本部へ必要な物資等の要請を行います。

負傷者等の対応

市職員等は避難者に負傷者が多いとき、災害対策本部に医師等の手配を要請します。

展開期での避難所運営

災害発生から72時間が経過後の避難所運営は、避難者が主体となった避難所運営委員会が行います。この委員会の中で、具体的な業務をしていきます。

各活動班の主な活動内容

●避難所運営委員会の構成例

会長……………避難所運営委員会を代表し、会務を総括する。

副会長……………会長を補佐し、必要があればその職務を代行する。

事務局長（総務班長）…事務局を総括し、避難所運営委員会の庶務等を行う。

各活動班長……………班を総括する。

総務班……………委員会の事務局、避難所の管理など

連絡広報班……………情報収集、情報発信、避難所内の情報伝達

施設管理班……………避難所の安全確認と危険箇所への対応、防火・防犯など

食料・物資班……………食料・物資の調達、食料・物資の管理・配布など

救護班……………医療活動、介護活動(要援護者への支援)など

環境衛生班……………避難所衛生環境の管理など(トイレ、こみ、風呂、掃除、衛生管理等)

市職員等……………避難所の開設、運営を実施

施設管理者……………避難所運営の協力

避難所運営委員会に女性も参加するように配慮します。

●避難所運営委員会の役割におけるチェックポイント！！

- 情報の掲示(情報が平等に行きわたるよう「見える化」を行う)
- トイレの利用と水分補給(トイレの利用がしづらいことによる水分補給の不足を防ぐ)
- 健康管理(長時間の避難生活による身体への配慮等)
- プライバシーと見守り(女性の更衣室等の確保、声かけや見守り等の実施)
- ペットと衛生管理(ペット専用のスペース等の配慮)
- 子どもの居場所づくり(思いっきり声を出す、体を動かす等の居場所づくりによるストレス軽減)
- 外国人への対応(言葉の壁による情報伝達に対する弊害の軽減)
- 在宅被災者・帰宅困難者への対応(情報提供等の実施)



伊丹市マスコット

「たみまる」

➤ 福祉避難室・福祉避難所について

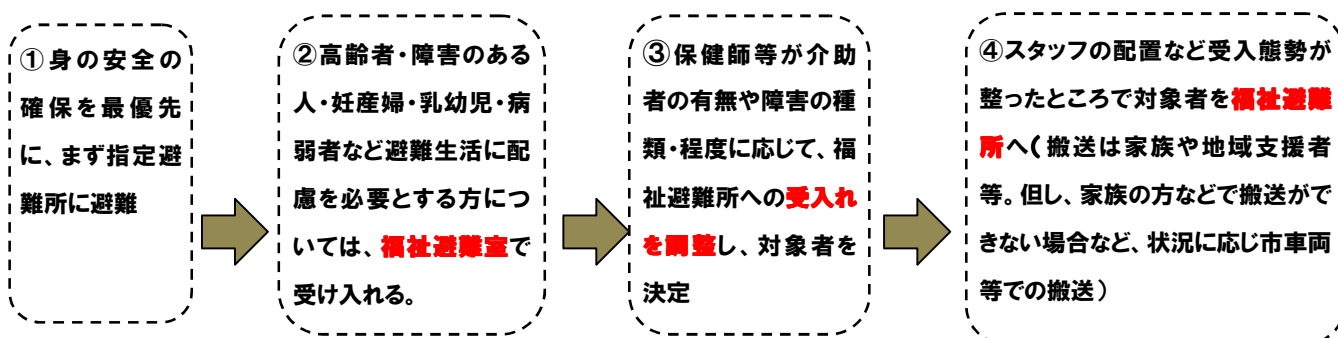
考え方

- (1) 福祉避難室とは、大規模災害の場合にすべての要配慮者への対応は困難になることから、一般の避難所内において、保健室、和室、育児室、授乳室等を要配慮者に対する福祉避難室として設けるものです。
- (2) 福祉避難所とは、必要に応じて開設される二次的避難所です。一般の避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障害のある人など、特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。

対象

高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活で配慮を要する方

○避難の流れ(避難所～福祉避難室～福祉避難所)



安定期から撤収期での避難所運営

安定期(3週間目以降)では運営体制の見直しを図り、相談体制の確立、こころのケアなどを図るとともに、避難者の自立へ向けた取組にあわせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

避難所生活が長期化した場合……

- ・避難所での生活が長期化した場合は、災害対策本部と相談し、ついでにスペース配分の見直しなどをします。
- ・長期化に伴って備品の増加が考えられ、スペース配分が不均衡になる場合も起こることから、可能な限り、収容人数に合わせた部屋の配分を家族単位に構成する方向が望まれます。

○避難所統廃合

避難所を閉鎖することが決定した場合は、避難者に対し、連絡事項を周知します。